

令和 4 年 6 月 9 日現在

機関番号：13601

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2020～2021

課題番号：20K22051

研究課題名(和文) 国際刑事裁判所における共犯の処罰限定原理の研究：中立的幫助の視点から

研究課題名(英文) Study on Complicity in the Rome Statute: From the Perspective of "Neutral Conduct"

研究代表者

横濱 和弥 (Yokohama, Kazuya)

信州大学・学術研究院社会科学系・准教授

研究者番号：90878422

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,300,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、国際刑事裁判所(ICC)が管轄する中核犯罪の「周辺の関与者」(強制収容所の掃除係のように、犯罪組織の日常的職務を担当したに過ぎない者)の処罰の限界を探ることにある。

以上の問題意識の下、まず、(1) ICC判例の調査を通じて、ICCの共犯成立要件を解明し、近時は関与行為者の主観面に従って共犯の成否が画されていることを明らかにした。次に、(2) 周辺の関与者の処罰範囲を画する視座を得るため、ドイツの中立的行為をめぐる議論を調査した。そこでは、行為者の主観面をも考慮し、共犯行為の当罰性を判断する見解が有力であり、これは中核犯罪の文脈でも有益な視座であることが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

ICCが管轄する中核犯罪は、きわめて多数人の関与の下、組織的に遂行されることが多いが、(上述の)周辺の関与者を常に・例外なく処罰することは躊躇されよう。本研究は、このような中核犯罪の事情・性質を踏まえ、ICCの共犯規定の内容を解明することを通じて処罰範囲を明確化するものであり、翻って、きわめて軽微な寄与しかしていない関与行為者に、ICCの訴追からの保護を与えるものといえる。特に、我が国との関係では、たとえば自衛隊構成員が海外に派遣され、現地で中核犯罪に関わってしまった場合に、いかなる範囲でICCによる訴追・処罰が懸念されるのかを明らかにできる点で、意義がある。

研究成果の概要(英文)：This project focuses on the criminal responsibility of persons whose contributions to core crimes are "marginal." For example, a cleaning staff, who works at the concentration camp where detainees are mistreated, does not directly participate in the crime, but he/she is involved in the maintenance of the criminal organization: should he/she be criminally responsible for the crimes committed?

To answer this question, the following studies were conducted. First, I surveyed the jurisprudence of the ICC to elucidate the requirements for complicity, thereby clarifying that the recent jurisprudence tends to rely on subjective elements to establish the accomplice liability. Second, the discussion in Germany on complicity through "neutral conduct" was surveyed. It shows that the limit of accomplice liability should be determined (also) in terms of the subjective aspect of conduct. Such a discussion is also helpful when analyzing the elements of complicity under the Rome Statute.

研究分野：刑法、国際刑事法

キーワード：国際刑事裁判所 共犯 中立的幫助

1. 研究開始当初の背景

常設の国際刑事法廷である「国際刑事裁判所」(ICC)は、ジェノサイド罪や人道に対する犯罪といった国際法上の重大犯罪(中核犯罪)を管轄する裁判所であるところ、中核犯罪は集団的・組織的に行われることが少なくない。そのような組織において、中核犯罪の実現を主導した組織上位者や、中核犯罪を自ら積極的に実行した構成員が処罰されるべきことには、さほど大きな異論は無かる。しかし、その一方で、たとえば捕虜の虐待が日常的に行われている強制収容所で、掃除係を務めているような者が、常に処罰されるとすれば、これには躊躇を覚える。

この議論は、組織的な犯罪を自ら主導・実現したわけではないが、組織の職務行為を通じて、犯罪を行う組織の体制維持に寄与したにすぎない、いわば「周辺の」関与行為者が、いかなる範囲で処罰可能であるかという問題に引き直すことができる。そして、刑事法的観点からは、この問題は、犯罪に対する(狭義の)共犯がいかなる範囲で成立するのか、を問うものといえる。

ICC 設立条約(ICC 規程)にも、共犯に関する諸規定がみられる。周辺の関与者の処罰の可否という観点からは、特に、「幫助犯」(規程 25 条 3 項(c))や、「集団犯罪への寄与」(同(d))の規定が重要となろう。もっとも、研究開始時点においては(そして本報告書執筆時点においても)ICC の判例上、これらの共犯形態に基づき、中核犯罪についての有罪を言い渡された事例はきわめて少ないため、各形態の成立要件につき、そもそも明確でない点が多い。海外文献としては、ICC の共犯形態について論じたものも散見される(たとえば、Finnin, *Elements of Accessorial Modes of Liability* (2012); Heyer, *Grund und Grenze der Beihilfestrafbarkeit im Völkerstrafrecht* (2013))ものの、周辺の関与者の処罰の可否という点については、断片的な検討に留まるものも多い。

以上の状況の結果、周辺の関与者の処罰範囲については明らかでない点も多い。我が国の潜在的関心事との関係でみると、たとえば我が国も自衛隊を海外に派遣することがありうるところ、虐待がなされている施設への物資輸送等を通じて、自衛官が中核犯罪の周辺の関与者となるリスクもありえよう。このような不明確性は、周辺の関与者の処罰の可否という観点に留意しつつ、ICC の共犯の成立要件が十分に論じられてこなかったことに由来すると思われる。

2. 研究の目的

以上の背景に鑑み、本研究においては、ICC 規程上の共犯形態の成立要件を再検討し、これを明確化することを通じて、特に周辺の関与者の処罰の限界を示すことを目的として、検討した。

3. 研究の方法

本研究は2つのパートから成る。第一は、ICC の共犯形態である「幫助犯」および「集団犯罪の寄与」の成立要件の検討である。これを通じて、本研究の主目的(後述・本論的検討)である、周辺の関与者の処罰範囲の確定のための理論的基盤を構築することを目指して検討を行った(前提的検討)。その際に用いる方法としては、学術論文等の網羅的検討(ICC 規程注釈書、教科書類の調査)並びに、ICC および ICC 以前の国際刑事法廷の裁判例の網羅的検討を行った。

第二は、前提的検討の成果を基礎として、周辺の関与者の処罰の限界を明らかにするための検討を行った(本論的検討)。その際に用いる方法としては、日本およびドイツの刑法学における、いわゆる「中立的行為を通じた幫助」の議論を参照した。日独においては、たとえば金物屋が、殺人を計画する者に情を知りつつナイフを販売し、実際にそのナイフで殺人が行われた場合に、金物屋が幫助犯に当たるかが議論されている。この議論は、ある者が(それ自体としては許容されうるはずの)職務を通じて犯罪に寄与した場合に、共犯の成立範囲を限定しようとする点で、本研究の関心事である、周辺の関与者の処罰の可否をめぐる問題と類似の問題意識に基づくため、本研究にも有益な示唆を与えることが予想された。

4. 研究成果

(1) 前提的検討：ICC および ICC 以前の国際刑事法廷の裁判例にみる共犯の成立要件

ICC 以前の国際刑事法廷、特に旧ユーゴおよびルワンダの事態のために設置されたアド・ホック国際刑事法廷(ICTY・ICTR)においては、共犯関与者が犯罪に対して及ぼす「寄与」の程度につき、客観的観点からの限定が付されていた。すなわち、アド・ホック法廷における共同正犯類似の形態である、いわゆる JCE の法理の下では、犯罪成立には「重要な」(significant)寄与が要求され、また、幫助犯成立のためには、「実質的な」(substantial)寄与が要求されていたのである。このような客観的な寄与の「程度」に関する限定が付されていた理由は、些末な寄与を排除するためであったと考えられる(Brdanin, ICTY Appeal Judgement, paras. 427, 430 など)。

次いで、当初の ICC の裁判例では、「幫助犯」と「集団犯罪への寄与」の両形態において、アド・ホック法廷と同様、一定程度の(重要な又は実質的な)寄与が必要であることが前提とされていた。その理由の一つには、やはりアド・ホック法廷と同様、些末な寄与を処罰範囲から排除することが挙げられていた(Mbarushimana, ICC PTC Confirmation Decision, para. 277)。これに対して、近時の ICC の(裁)判例では、とりわけ文言上の限定が存在しないこと等に依拠して、幫助犯と集団犯罪への寄与の双方において、寄与の程度に関する敷居が存在しない旨が示されて

いることが明らかになった（たとえば、*Bemba et al.*, ICC Trial Judgment, paras. 90 et seq.）。

以上の議論状況を受けて、寄与の程度以外の観点から、どのように共犯の成立範囲を画するかという視点が登場し、これには2つの方向性があると判明した。すなわち、ICC 規程における幫助犯および集団犯罪への寄与の規定では、主観的要件において特別な目的・認識等が要求されるため、これを通じて犯罪の成立範囲を限定できるとの考えと、ドイツ等で主張される中立的行為を通じた幫助の議論等を手がかりにして、処罰範囲を適切に限定すべきとの考えである。

の両観点は必ずしも相互に排他的ではなく、むしろ、連動的に検討されるべき課題といえる。もっとも、この観点の検討のためには、ICC における主観的要件の一般規定である、ICC 規程 30 条が共犯形態との関係でどのように適用されるべきかに関する独立の検討を要する。また、共犯成立のために特別な目的・認識を要求する ICC 規程の共犯規定には、英米刑法の共犯概念の影響がみられると予想されるため、さらなる比較法的検討を要する。これらの比較法的検討を、今般の研究計画において組み込むことは困難と考えられたため、今後取り組むべき課題とすることとした。については、予定通り、後述の（2）本論的検討で取り上げた。

以上の研究成果は、拙稿「国際刑事裁判所規程における共犯の『寄与』要件の意義」信州大学経法論集 11 号（2021 年 10 月）131-165 頁として公刊した。

（2）本論的検討：日独刑法における中立的行為を通じた幫助犯をめぐる議論状況の応用

ドイツにおいては、中立的行為を通じた幫助犯の処罰範囲をめぐって豊富な議論の蓄積がみられ、その影響を受けた我が国でも類似の議論が展開されてきた。学説では、行為の客観面に着目する見解・主観面に着目する見解の双方がみられるところ、日独両国の判例上、主観面に（も）着目する見解が展開されている点が着目される。

特にドイツにおいては、Roxin の提唱した、主観面を考慮しつつ、援助行為が一義的な犯罪的意味連関を有するか否かという観点が有力に主張され、近時の BGH（連邦通常裁判所）においてもこの主張がその本質において受容されたと評されることがある。この立場の下では、中立的行為による幫助の処罰範囲を画するための判断定式が、たとえば次のように示されることがある（近時の判例として、BGH NStZ-RR 2021, 7; Roxin 説の紹介として、曲田統『共犯の本質と可罰性』（成文堂、2019 年）180 頁以下など）。

- ① 正犯行為者が可罰的行為を遂行することを排他的な目的としており、これを援助行為者が知っていた場合、幫助犯が成立する。
- ② 援助行為者による寄与が正犯行為者により利用され、援助行為者が単にそれをありうることと認識していたにすぎない場合は、原則として幫助犯は成立しない。
- ③ ただし、②の場合で、援助行為者が自身の援助により、認識可能な犯罪傾向を持つ正犯行為者を促進するといえる程度に、援助行為者により知覚された、正犯行為者による犯罪行為遂行の危険が高度のものであった場合には、幫助犯が成立する。

以上の見解は、援助行為者の主観面に着目する（原則として高度の認識を要求する・①②）見解に、そのような主観が備われれば援助行為が「一義的な犯罪的意味連関」を有するという意味で、規範的根拠を与えるものといえる。前述の通り、ICC でも、主観的観点から共犯の成否を画する立場が有力であるところ、上記ドイツの見解は、このような ICC の議論にも規範的な裏づけを与えうる。また、③の視座は、特に ICC で典型的に問題となる、武力紛争において展開されている軍隊が、規律・教育等が不十分であった結果、戦争犯罪を行ってしまったという局面において、当該軍隊に物資等の支援を行っていた者等の共犯責任を画する際に、有用な視点たりうる。

他方で、上記ドイツの議論で提示された具体的基準が、そのまま ICC でも援用可能であるかについては、なお検討を要する。というのも、先にみた、ICC 規程における主観的要件の一般規定たる 30 条では、未必の故意や無謀といった主観的基準が排除され、確定的認識がなければ犯罪が成立しない旨定められているところ、これが仮に共犯規定にも適用されるとすれば、③のような、認識それ自体が確定的でない場合については、犯罪的意味連関が強度といえても、ICC 規程上の共犯成立を肯定できないからである。その意味で、ドイツで示された基準が ICC においてどこまで援用可能であるかを判断するためにも、前述と同様、ICC 規程において妥当する一般的主観的要件や、ICC の共犯規定に影響を与えたとと思われる英米刑法の検討が必要となる。

（3）本研究の意義等

本研究を通じて、ドイツにおける中立的行為を通じた共犯の議論には、ICC においても妥当しうる点がある反面、その正確な射程を画するためには、ICC の共犯規定における主観的要件の解明が先決問題であることも明らかになった。そして、このような共犯の主観的要件の解明のためには、ICC 規程における主観的要件の一般規定の共犯への適用の可否の検討や、英米刑法等との比較法的検討が必要であると判明した。以上のことは、従来の ICC 判例・学説においてほとんど自覚されておらず、本研究は今後の議論の足がかりをもたらすものとなったと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 横濱和弥	4. 巻 11
2. 論文標題 国際刑事裁判所規程における共犯の「寄与」要件の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 信州大学経法論集	6. 最初と最後の頁 131-165
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 横濱和弥
2. 発表標題 裁判例紹介：The Prosecutor v. Dominic Ongwen, ICC Trial Judgment
3. 学会等名 国際刑事判例研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 横濱和弥
2. 発表標題 国際刑事裁判所規程における幫助犯等の「寄与」要件の意義
3. 学会等名 国際法研究会（京都大学）
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------